

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

銃砲、刀剣類等を使用して、凶悪な罪で政令で定めるものを犯した者については、都道府県公安委員会
は、猟銃の所持の許可をしてはならないこととされており、この罪に、日本国憲法の改正手続に関する法
律（平成十九年法律第五十一号）第百十四条及び第百十五条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
を追加することとする。（第一条関係）

二 外務省組織令の一部改正

日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関することを、外務省領事局政策課
の所掌事務とすることとする。（第二条関係）

三 施行期日

この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日（平成二十二年五月十八日）から施行する
ものとする。こと。（附則関係）